

# 群馬大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針

群馬大学教育学部附属小学校

平成26年10月策定

平成29年1月改訂

平成30年4月改訂

平成31年4月改訂

## I はじめに

本校では、全教職員が「いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであること」という基本認識に立ち、本校の児童の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、群馬大学教育学部附属小学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応のいじめ防止基本方針を策定する。

### いじめの定義

#### いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめの防止対策に関する基本理念

いじめの防止の対策は、次のことを基本理念として行うものとする。

- (1) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- (2) いじめが本校の全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにするため、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、大学、附属小学校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の早期発見、早期対応、早期解決を目指すこと。

## 2 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起らない学校・学級づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育み、積極的に学習や行事に取り組む児童主体の学校づくりを推進していくことにある。そのために、明確な規律を設け、自己有用感や自尊感情を育むとともに、相手を思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。また、楽しく分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、知的好奇心を刺激して学習に対する達成感や成就感を育むことが重要である。

道徳をはじめ、あらゆる教育活動を通じて、自他を敬愛する心や生命を尊ぶ態度を涵養

し、「いじめは絶対に許されない」という認識を醸成するよう努めなければならない。

(1) 規律の徹底

「すれ違う人に必ずあいさつをする」「〇〇くん、〇〇さんと呼ぶ」「学校生活におけるきまりを守る」などの習慣の徹底を図る。

(2) 児童会活動の推進

児童が活動の主体となる児童会活動を推進する。学校委員会を中心に、委員会活動を効果的に機能させ、あいさつ運動や環境美化などの活動を展開する。また、この活動を全教職員で支援する。

3 いじめの問題に関する児童の理解

(1) 日頃から、声を掛けたり、様子を伺ったりすることで、児童一人一人の個人的特性（生育歴、環境、性格、素質、能力、適正、興味等）を具体的に理解していくことに努める。

(2) 「学校生活アンケート」や家庭への訪問、個人面談等を通じて、学校生活以外での様子を伺うことで、多面的に理解していくことに努める。

(3) 休み時間、学習活動等状況により異なる人間関係や児童の様子を伺い、把握に努める。

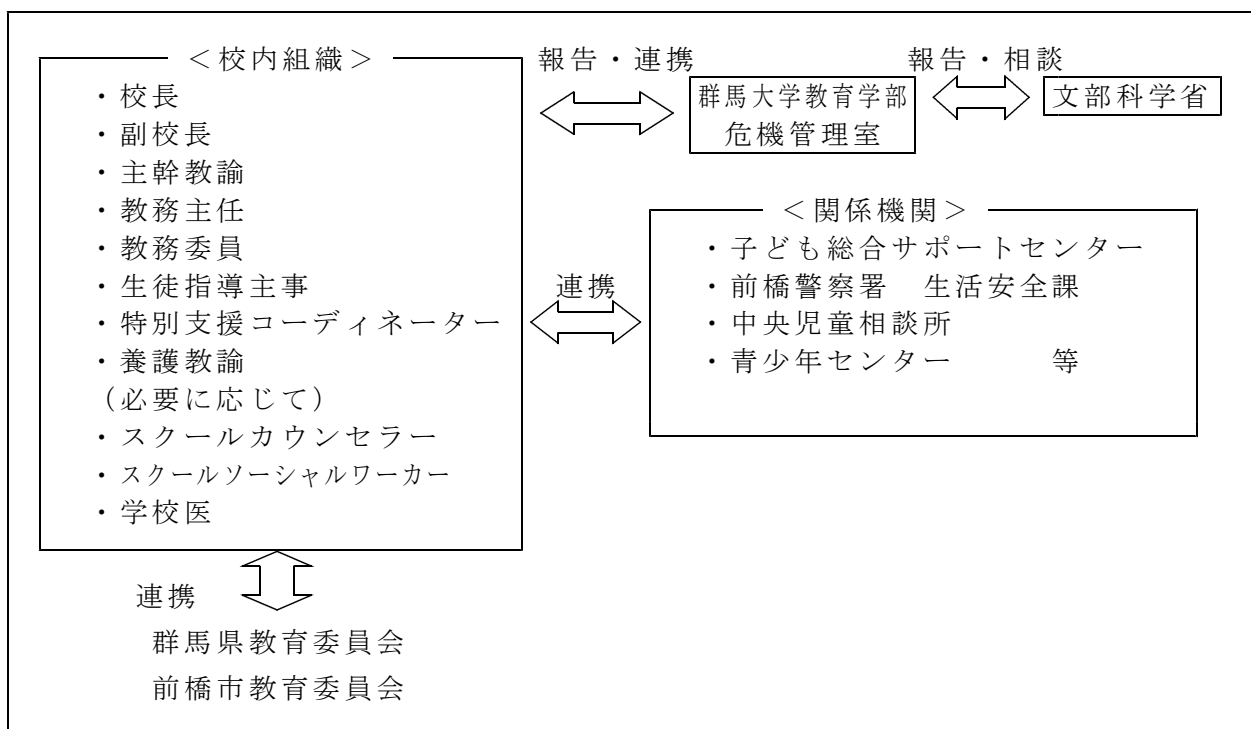
4 いじめ防止のための組織

(1) 本校にいじめ防止委員会を設置する。

(2) 構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、教務委員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。また、校長の要請により、専門的な知識や経験を有する者を招集する。

(3) 活動内容は、教務委員会において、いじめの防止に関することを検討する。

(4) 「いじめ防止委員会」は教務委員会の中で行う。



## 5 いじめ防止対策の具体的な取組

### (1) 学校教育目標の具現

児童一人一人のよさや多様な能力，心身の健康に関わる実態等を的確に把握し，基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに，いじめの問題の未然防止に努め，健康で生きがいをもって学校生活を送れるように指導する。

- ① 児童一人一人を大切にしたい，分かりやすい授業づくりのための教材研究，研修を深め，児童一人一人の達成感や充実感の向上を図る。
- ② 普段から安心感のある居心地のよい学級の雰囲気大切にしたい，児童一人一人が認められ，他者への思いやりのある言動がとれるよう，肯定的で受容的な人間関係の構築に努める。
- ③ 学校行事や学年行事等において，体験活動を積極的に取り入れ，協力したりやり遂げたりする喜びを味わえるようにすることで，児童一人一人の自己肯定感・自己有用感・自尊感情を育む。

### (2) 道徳教育の充実

道徳教育の全体計画に基づき，全教育活動との関連を図り，子どもの学習経験や生活経験を生かしながら，豊かな道徳性を養っていく。また，道徳教育の要となる道徳の時間においては，各学級の指導計画や別葉を基に，道徳性を養うための指導の充実に努める。また，常時指導において，いじめは絶対にしてはいけない行為であることを徹底する。

- ① 導入や終末を工夫したり，読み物資料や映像資料等を活用したりして，道徳の時間の充実に努め，常時指導で行っている人権の尊重や生命の偉大さ等についての思いや考えを深められるようにする。
- ② 道徳の時間に学習した人権の尊重や生命の偉大さ等の道徳的諸価値を，他教科・領域の学習や常時活動，学校行事等と関連させて指導を行い，いじめの問題の未然防止を図る。

### (3) 児童の主体的な活動の支援

「いじめは絶対に許されない」という認識を自ら気付ける児童会活動等を支援する。

- ① 学校委員会を中心にいじめ防止について話し合う機会を設け，劇や呼びかけ等の分かりやすい方法で，全校児童へいじめはいけないこと，いじめにあったら必ず親や先生へ伝えることを啓発する。
- ② 人権週間の時期に学校委員会により作成された人権標語の発表，全学級一斉の人権に関わる道徳授業等，人権について集中して学ぶ機会を設ける。

## 6 いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けての取組

### (1) いじめの早期発見・早期対応

- ① 毎月「学校生活アンケート」を実施するとともに，日頃の児童の様子を丁寧に観察することで，小さな変化にも気付けるようにする。
- ② 心配な児童や様子が普段と違う児童については，複数の教員で迅速に情報を共有し，対応する。
- ③ 困っている児童がいたり，保護者から相談があったりした場合には，事実確認を踏まえ，問題解決に迅速に対応する等，当該児童や保護者の困り感の解消に努める。

## (2) いじめの早期解決

- ① いじめを認知した際は、学級担任だけでなく、学年をはじめとした関係職員が対応を協議し、必要に応じて全職員に周知し協力体制を呼びかけるとともに、役割を分担し、迅速に問題の解決にあたる。
- ② 情報収集したことを基に、事実確認と分析を行い、関係している児童の指導及び保護者への助言をする。
- ③ 状況によって、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を図り、心のケアにあたる。また、いじめをした児童へも必要な指導を継続して行う。

## (3) 家庭や地域との連携

- ① 家庭との連携を密にし、児童の変化についての情報交換を早期に行う。
- ② 家庭訪問や個人面談の際には、いじめ等で気になることはないか尋ね、保護者が抱えている不安や心配について配慮する。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などである。
- ② 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
  - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間(5日間)、連続して欠席している場合には、上記の目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校が重大事態と判断した場合には、学校が調査等にあたる。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、「いつから」「誰から」「どのような態様だったのか」「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か」「学校の教職員がどのように対応したか」等、客観的な事実を速やかに調査することである。調査を実りあるものにするために、学校に不都合なことがあっても、事実をしっかりと受け止め、主体的に再発防止に取り組むものとする。

### (3) 重大事態の調査を行う組織について

重大事態発生時における調査を行う組織については、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公正性・中立性が確保されるよう努める」ことが求められる。発生の際には、校長は速やかに教育学部長に報告する。大学の指導の下「重大事態調査委員会」を設置する。(いじめ防止対策推進法 第29条に基づく)